

感染症対策について(お願い)

和光大学 医務室

大学は多くの人々が集団生活をする場であることから、感染症が蔓延しやすい状況があります。本学では、学内での感染拡大の防止および感染症にかかった方ご自身が必要な治療に専念できる環境づくりや、感染症の学内蔓延防止にとりくんでおり、みなさまには、下記についてご理解頂き普段からのご協力をお願いする次第です。

記

●「学校において予防すべき感染症」について

学校保健安全法施行規則で、種類や出席停止期間の基準が定められていますので、学生教職員ともに基準に沿って行動してください。なお、主治医の指示があればそちらを優先してください。(2025年4月現在)

	感染症の種類(病名)	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等は除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157等)腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※1	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1 その他の感染症:全身状態が悪いなど医師の判断で出席停止を要する場合は指示に従って下さい 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、伝染性単核症(EBウイルス)、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス、ロタウイルス)

●みなさんへのお願い

- 1) 「学校において予防すべき感染症」等なんらかの感染症と診断された場合、主治医の指示に沿って対応してください。また、すみやかに医務室(044-989-7498)まで電話連絡をしてください。
- 2) 発熱(体温が37.5℃以上ある場合)など感染症が疑われる症状がある場合は、登学を控え(すでに大学に来ている場合は帰宅して)すみやかに医療機関で診察を受けてください。
- 3) 各自で感染症予防対策(手洗い、うがい、マスク着用、規則正しい生活、予防接種等)をしてください。

【感染症と診断された場合の連絡・感染症に関する相談・問い合わせ先】

和光大学 医務室(G棟1階) TEL: 044-989-7498 (平日9:30~17:30/土曜9:30~12:50)